藩翰譜

二

和書門
類
八六三八
號
九五
函
一
架
二〇
冊

内閣文庫
和
書
類
八六三八
號
二〇
冊
一五五
函
二〇
架

内閣文庫	
番號	和 8638
冊數	20 (2)
函號	155 37

二

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite
国立公文書館
National Archives of Japan

大日本帝國圖書之印
日本政府圖書
明治十二年購求

藩翰譜 一

越前家

三河守殿ハ徳川殿第二の御子御母ハ家の
女房いまたゆへ有りて参河守殿をはらみて
せさせ給ひ徳川殿御子ともしろしめさて本多作左衛
門にて中村にて生給ひ御名をは於義丸殿と申まゐら
御兄君信康の三郎殿いましまして父上の御気に入給ひ
給ひ於義丸殿三歳の御時徳川殿岡崎の城にいらせ
のちに御対面ありてよく御八年七殿のこうか

ほとりの町濱子川といふ所にて父上ゟ国へかへし給
治川殿を申へからすとせめ御對面をとこせられけれと
三郎殿御初をとふ人あらは信康卿の御とをりつかふ余
み入とにけやしのたまふみ勝るのなにかなし
きりん人けとと此上そつんと来なくてハ何うかたし安かれて
治川殿やかしひ御元服ありてせのか三郎殿と申しく
於義丸殿の御うけ川て舞のひをかはらせ人と何し
様と御をさのうへてうれしく人のひとくハ三郎殿腹せらひ
しるかなのあるまいとかくてもけ平御のりまふて記くなり

給ハりて三郎殿にもをひて後に治川殿は人の由國守
となりのりしき事と言天正十二年秋の臣秀吉
当殿をつれて此方の人いへとしまうへきとようし
やかさり治川殿兵父同母の御弟三郎殿と申せ
のふ之ししれしき御母之人かくさまなかりの八ちかさなく
於義丸殿のわけもかくへきとて定てはらし十二月の
末大坂にてもしかそのに秀吉の人腹の中にて元服の
儀印ゑ羽柴秀康と名のらせ河内の国にて
西ゟ兵下をて 一万石 なり十三年七月十六日ゟ関白し

の三州秀康御年十二才と申侍若三河守
なされまし関白殿を養君にたのみしるに
さりし天正十二年の春より小牧殿と寄かたらし
徳川殿信雄の方人せられしゆへ毎度軍を起し
先は徳川殿に対し軍なりしか御和睦に依て
信雄と中直りせし是を聞て徳川殿をさしおきし
陥るとの御子ゆへ今にかの御して徳川殿秀康殿を人質に
と謀られしと徳川殿への申しにはいかなる本意に
関人さしては殿をしなからものを八人きさ風をも御屋

此とと関白はじめ秀吉の申されしにて我子にて
つぬ彼へへ秀吉の子をこゝにて家康の子を
ある秀吉の子数さんに家康に向て勢の人きを
かきりも御ある秀康の御母を（お万殿と申て長勝院殿と申）訴へし
ことに御時なれ此上は秀吉の下向も勿論ならく三河守殿
とこそ一所にかかる迷ひの守にて村田長門入道
久しく供して都に登りて三河守殿の御諱に
いかにすることも同じ十三年の十二月小牧殿の役にて
羽柴下総守勝雅七方一郎に指南しく徳川殿に参り

殿ハ関白殿と年ころの御なからひもあしく候
一旦信雄のさゝへと年月をわたつて御合戦を継
されし信雄ハ流石関白殿と申かはしつ能ク信
雄の為とれ家康なくハ何ともならん事なく
欲さいりの取ゆゑと東西御和睦ならんやにと信雄も
幸ひとなしけなき事ハ是非に及ハすと申されて御許容
の御気色なくて候といへとも此上ハ御大事
信雄勝雄まて関白の御使に対して御和睦の席に
殿ハ久しく都の方へ御請なかれと今ハ都の御事も有

ふた事ありて候とハ且ハ忠もなくさめ入為且ハ
秀吉御父子のためも御対面のうへ御承諾下さるへしと
申候とハ家康今秀吉と対面して何事をといはゝ
此ときは且への又関白殿も年齢にハ及ぬへく候由
にて十二年迄託て家康信長の御附親王を
て見るへき事とそこの都庭にしも学事ほし其を留
に物とも野に上る里を持てに何事のなくさめにも弐
成しかるへきかえてつきて是につきて我人心中にんとも
わたへも但し秀吉より事付御の御覚世の事のなひき候事

とたのみて家康とともにつれたてまつりて御わたりありて在
とほこさきんには勝負さだめかたしや家康なと崇行と
御ともしては勝利なくてかなはじとて秀吉はいそぎかへりのぼ
花のみやこへきこえしは只勝利を得まじとや申されけるにて
中にて御服中にて引つゝみ秀吉かりしとやかくもあらむ
うちすゝみきし案し出ひきわて案出して御味方を
織川殿の御方にまいりつゝしては関白にしたまはんと
しきゐしかれは御家人あまた御方へ付て都に御遠留
の間二十四国をおさめさせのこしまして大殿を下しのほせ

あつてやうゐは十六年の三月の殿御年捨京
関白殿と号して既家となりて一方の大将にて日向守
と申す十六歳の御時信雄の馬場にてすゝみ出て一隊に撃
の御厩の前にて御殿し河へ出ておそれて紀に
わかひとは池田ひきゐて御方を極めて前を守り打落
しかれども有所に関白の御家人木岩等を討
めくる殿馬にのりてすゝんで申候ては殿下の
御家人さらんとのゝ家康に向てすゝみてうち入る気
と設すへき申すには行く御向ひてさんとし何也

まうけし秀康らしむけし給ひそれに於ても先祖を
関白殿はよしとゆるし秀吉の子として家継さん料なり
花取て何ゆゑとなく秀康を人質としてつかはしけるは
おのづから人をも入まじきとこそみえしを却て世の其事を
人は何の心ありけむとなし同十八年の北条の其の大
名は此城在城の晴信家人多賀谷を此にて
晴信まで守に預けて前に家つがすべき男
子なく只一人の女あり（実は晴信の孫女なりて一説ありといへども女子といまだはなしの）
婿に何かと殿下の御一族ともなして家を

ゆかしき事なり関白殿秀次のゆかりを以て
下し給ひけり使者中沢の人を迎へて養子の事
申しつかはされけるにむかひしかば関白殿大に悦ひて
秀吉公子なかりし故承引ありけり仰せに随て御養子
なりて下り給ひし事也関白殿此度をおほせられしかば
殿を信雄の領へ入れられしかども此後の領を給ひ
三河の内にてその所の三万石とへて奥の中の事聞しき八
月六日晴信守殿を家督せられ（二度目信雄の中十万石の地所也）
文禄のはじめより朝鮮の都へ征伐の名護屋

少弼し同き年従四位に叙し又修理大夫に任じ右
へて勝元千佐兵衛に任し大谷蒐しめ給ひ
し清宗筑の大名右筆伊勢か為三職を討んとす流
川殿へ父を制しのひ三職を解て於の境を
管領大夫さま将軍家の宣旨に仍つかさとりして
細川殿ちかして下向しけるに三職罷る山名の為山
の城に入にけり九月廿日細川殿宇治の館を出て
へ打出大将と為山名の家人共引て
うしなひなんとの結構ありし若や長の六時

細川殿伊勢の城に篭て七日伊勢の党類共して此
家人とことごとく押寄てきり郷をいうち御家人
若ものに向て數流と合せて七年の大将の陣
六番の手中二番に手てりのみの御家の陣
ども皆策をもらすへきしおもとい細川殿の御知れて此
畠山さものいんを左く細川方を弥そを
ありたものすへからめし御大事ありんといえへとは
へりとと呼ひて大将の七とい争をぬけとて御所の
の中とて之当りし仕官を知て申すに細川殿

いかにとなれば三成ハ父にもまさりて御器量の候
年の頃浅川殿奥の景勝中納言の御譜代の兄弟方
のみならず大坂の方にも申合せて西方の大名小名
出の候を集めて軍評定を見此方へ引入し
てまず押しかけんと議定す浅川殿中分
候程ハ西国と申されし家康西へむかハれ景勝申て
いかにも押寄せ候ハバ三成そのときハ関東を乱といへん
候ハ此方を押候て家をハすへきよし候ハバ西国
候ともさしもまいるべき殿ハ乗るべき也とかへきしかれて

さればめでたき殿より西国へ申入れ候へとて
いよいよ殿天下の安危今日を決の様の事とものゝ中
立たる儀にて御何ハ存て御存じ候ハ浅川殿東西
の軍の事御物語ありて後御ささハ家の為に宿に出て
関東を語るハ家康まて大坂に向て城を守る
ハいよいよ強きハ御意に候て家康いそぎ
向かひ強く見之べき事にいつものとてもれし
のさまハ上方の軍勢ハ皆々の旅籠何十万騎
あらそて何れの事向へきともなく旅家ハ家代の政事

の大将にて中にも解由小路は先祖にて大将と
府となりたまふことのかくれなきといふの子として嫡家文
和歌の道にも家の第一と成長し年すでに廿にあまりけれ
ば時村をはじめとして下々まで皆武家の人々の御心に
かなひし事なりしかば海道のみにあらず世の中すべての
ものども一人として思ひをかけ奉らぬ者もなかりし
面目にも家の誉にもなりつべき事と思はれ侍りて
も敵方の評議の中にもあはれ此の度の大将
にも名をもあげさせ給はれかしと評議の次にも申しあはれ

ありけるに義康も家の一族にて京都一人に
随ひ申し給ひし事もなかりしに大将となりたまふ事
あるまじき事とて我等がいかにと申されしかど
関東にても此事はまだ思ひもよらざりし事なりとて
に大将として御身に添へ奉るべきにもあらず
は渋川殿よりは京よりの御使として流され
ことにこの一族をもてなしたまひて渋川殿は家の
若党どもを付けて今度の合戦に文
に信濃に進みて今度奥州の大将とぞ申しける

天下に名をあけたる人とはいはれたまひし也然処よ
あまた此いはれはなきさものは下野の守宇津宮をうけ持て
関東を治めんとて上方の軍兵をむかへて淀京(?)も
残とめて伏見にてまつりかへし北庄の御城
越前を給ひて御すみ有慶長十二年の八月福井の城
をきつかれけれは　宇津宮の事を御しるし○越前の中納言は
年の比御家を相て御入有越前へ入たまひし也　御入をかくし給ひて
しこの御時を移て福井と名つけ城を築れし其後従三位
中納言にいたりて同十二年閏四月八日年三十四にて
世をはやうしたまひぬ息忠直は中納言殿の御嫡子
童名は長吉丸父の御跡をつき給ふ慶長十二年の春
将軍家の御前にて元服ありて御諱字給ひて忠直の御名
遂に三位宰相にすゝみ将軍家秀忠の姫君を北の方に
卿にせられ越前の国をしろしめしたまふ　勝姫君と申す此事一説
に十二歳にて　同十七年の比越前家老共事ありて御家の乱
騒動ありて同十月十九日家老久世但馬守を攻て
多くの者討死の大将ありて取よせ戦ふ事は
なはたしの二百余人久世か一族其外百余人ともに
うち死する時にあたり本丸にて腹切て死す

皆にうるはしりの三千余人上田采女竹翁同じく弟
して一揆ニ加はりしことハ右中納言殿え聞えて後
宗徒の家人ハ二万石ほとにて碓氷山辺にて出奔せしめ
又本牧上田主殿竹翁其外七人の家老ニ
御召抱へ御除地しけるを謂ひて関東へ招かれ
も承知に候ひぬ清水丹後今村掃部其外を
ハ召しさりとしけるに其の身候ひつるを見て召
又牧ニ致されて関東ニ来り執りて賞ひ之に
より三百石と誠に入れて二つ取立て出世の本懐

上田竹翁腹切て死ぬ多賀谷伊豆守富正ハ右七人の随
一なりしを咎め候ひて人質を取りし人ハ出世の
うれへの先陣を承りける太閤関東をしらしめ
のひしにハ寛十月廿日急病をわづらひ出羽清水を憂
東にて十二月廿八日伊賀守にて出多賀伊豆守
清水丹後今村掃部を召しあげられ十二月十二日時宗家
御鉄砲方にて清水今村を流しをかれ（今村ハ奥州 何某預候）
（清水ハ右見様 今村ハ京都預ケ）かの多賀伊豆守富正たうとく へき
ましと候てさりし十八年の三月江戸にて家人ホ

亦関東ハ年々同六月大御所様ハかく出申さる
ゝかくのことき事ありて三河守ハ年ゝ若きを以て
公方より今まで出替の事當家御治世ともに惣
二ヶ度まて丹下殿を以て大名の城々をその家に
付らる［殿さまハ池田三左衛門子孫にて今村[illegible]］十九年のうち
大坂の若殿ハしやか小笠原池田[illegible]
元年五月七日の合戦に真田三者をはしめて三子
七百余人首切てより後ハ城ハ落入有財無功の
第一として其六月十九日従三位参議を任す

と関八州をさとして此殿より御切のこと[illegible]の
程をしと得て家康大御所様の世子として天下をも
ゆつられへきこのたひ出一ッを仰し亦千姫子にて京
とつくかの大御所なくとも外の大名か諸さらんに
とのこされて日本をさへてゆかしくに當るのこころ
おしくて大御所様に仕へさせの仰し後ハ天下にその
名くの御人なく明ても善て源と名てとも
関東ゟ年々それ人物出ぬとて年々しあて
松とまとしの色くはいまあ申ようてちかくあて

思ひ立て尽すらく高野川道遥し都なる名き堀し
ては幾日もく逗留しまきに此附は儀て席すとて河之
しましみるかりん心たら軍河をは男女とかきんす
立示とらうに切て検死しけるのいかなる子細と志るも
とと見る天下すまて不可を備かし剱を皆は捨て
世も泰平に成ゆけし此ものも廃し芸草部て
家の大名ちを頼み申しても成て何ふ　赤穂浅野内匠頭の家人
永久吉門といへる父も中若し公母とい池鯉鮒役とやて大石
なしのいとこのよしやなしこさとい吉門母と思ひまゝの形とつくんて
のら一万七千石の地を領そられ廿四歳の附中納言殿うせ給ひ
しかは名代の内借はらんとて腹切て死すこともなくて奉つらんとて
中りて其ころ三河の守殿御子形しかるものひとく武人永久の母
そなすそてよくらうてとし　いかさまにも君をも其人の心えず
いかさは母もめさるゝ人の心にかしやまて中りて御覚ゆることあるへし
この使ひなるの母　大きにおどろきけき何ひと家妻は弓矢とるこのなし
らひなるといさてなりかしなるへき命君を失ひそしたらんされ
おはしして其精すむ身之ともいへそみるのよのくるて
何もあへきましてや父の家つくて子何らいかて面目なく御顔を
みちるへきかるかうにるのと申しこうなり打きなるゑあらそて
なしさつらうわらて　何母を放せ庭に出し円石に腰をかけ居て
らん苦行にを若ひきらくき幸　おしてもの子を奉つと謀そなら
へきとて　打かの永久の母の前まで何らなりてかの後なたそこ中なり
さらは軍兵をさしむけなはかなりて一人ものこらす死罪とも
へしといふの呼ひしかは御家人ゝ東西よりも逢ひ南北をかけ出て
あとをたへともいへし召しめく丹後の守たちに向らうむかひしかてに此時世の
ちまれのことは何ゝを車にい陸奥守に寄人もせい此のかのたちの中にかをそ
討ものゝ人々ゝくて剃して我等をもに永久の家をも申れ向ふ
永久か家子にも郎ゝ多く居たれとも敵一人をも討れて内なかなかめき
まよんは若子殺害を討のひしまうも打まきなさんしと皆うけ

出んとす　或かしこき千筆にあまくころ人々の流此人をたすけ
まいらせて職人なれとし其外も杉家ハ何事へそれにて罰重
かうむる事多候ゆへ此ゆへ家来ハ乱其後ハ家臣の家のもの立たこ
こゝろみ年まつて今ニて此それ元日と此り上加れハ
の手の者も年むかへきいと妄何の家ノ之らい
時ニそよりとし江戸上ま忍ふし二三百余かけをて人
せぬ銭而てこもりく打れぬ三位三位中将殿の時と永々の家
わかはからへにもとして次位出而て其とかへし御弟二人有永々
と名のせらの家をつかせらる
此外何もいわれたく此御さるし　将軍家も故中納言殿の御
事といゝ当国旦解君而てかりしおせにいかにしてかの
人の孫ノかみ申之当年ハいかなるし日ム御し
振まひさせて悪行を記しめさしむる事に定
たゝ是ハ力なしとて元和九年五月十二日豊後萩原と

いふ所に流されて竹中采女正重次にあつけらる
あつかりをせしむる采女正重次豊後府内の城代しける　故にて入道せさせ給ひて一伯と
号し給ひ此所も狭人迫して今の所よりハ三里
餘を隔てたる津守といふ所にうつされ給ひぬ此後重
次も罪ありて謫せられしかハ寛永十一年の事なり　日根野織
部正吉明にあつけらる二十七年の春秋を配所の
月にながめ給ひ慶安三年九月十日にうせ給ひし
御年五十六歳にてむなしくなりたまひしもの也御墓ある由
一　しかして嫡子仙千代越後三位中将殿の御事也

其次ハ九条関白兼房公の御子の政所是ハ大和家
の（右衛門佐殿の御筆 流と申もまた）此外諸ことよりすくれたる所あれて
ありけるなりし事也見ても永々申正もられ御詞
大殿も越後中将二人あり三位中将殿の御家人
なり今一人もこの家の老臣小栗宗丸宗観入道
なり三位中将忠直卿の御父大政大臣の御筆たりし時
三月十日ありあかのなりし上総介殿の西にあられて三局
の縁を御覧有しさしあらり（二十七日より三日在 御前まで二十六日まで）正月
御母上とこうの御殿とて申しの寛永元年六月伝氏

殿とつゝき年へて関東にくたり給ひ同十二年二月廿五
よりきこしめしけり仙千代殿御成人ありて寛永六年
正月廿六日将軍家の御前にて元服し御偏字を給ひ
四位少将兼越後守となられ慶安四年十二月廿四
三位中将となる千寿代丸名綱賢二年十
二月廿五日元服御偏字を給ひ綱賢と名のり従四
位下侍従兼越前守左少将となられ寛文十
二年中将となる延宝二年正月晦日世をさりぬ
三位中将殿の御家継へき御子なかりし御譲られ

として永見市正が嫡子萬徳丸と申しけるを慶長三年
七月十八日於将軍家の兄君に入り同十二月廿三日元服
ありて御偉字をかけり結城中納言秀康従四位下侍従兼三
河守に任ず
参議左近衛中納言秀康第二の男左衛門佐虎
之助慶長十九年冬のはし十九歳にて兄か将監
の手に属し大坂の城を攻め元和元年正月
十二日従四位侍従に任し伊豫守に任ず 此時上将軍家御偉字を給はり叙し
去りし夜大坂の合戦にうつて高名しけるもの大

あまた首七十七きとらせて越前同二年信濃国川中島
の城をたまはる 十二万石 同き五年越後国高田城をたまはり 二十五万石
寛永元年越前国をたまはり 此時大国の故に五十五万石を下されて此事は木の化そのをみれしと 同三年参議従三位に任じ 其年二万石をたまはる
て正保二年八月朔日年四十九歳にて卒す嫡子萬
千代丸継ぎて此とし十二月に元服し
御諱字をかけり光通と名のり従四位下侍従兼越
前守と申しけり左少将に至り延宝二年三月廿四日三
十九歳にて卒し家つぐべき子なしとて

兵部大輔昌親とよはれし中昌親ハ常ニ名庵ニ御
忠昌卿の二男父卒して後吉江の地を領して　二万五千石
従五位下兵部か帰りし後従四位下して大輔となる延宝
二年五月光通朝臣の家をつく　明年七月五日に改て越前の門常に兄中務大輔に譲(?)し
故ニ同十二月兄の中務大輔昌勝の嫡子仙菊丸を
申うけて子とす十二日侍従に叙され同四年十二月
廿一日に国をゆつりて致仕　子従四位下侍従越前守
綱昌ハ初名ハ仙菊丸実ハ中務大輔昌勝の男叔
父昌親の養子となりて延宝三年十二月廿二日元服

し御諱字をたまひ叙任の事の有けるに同年十二月廿
一日譲をうけし中務大輔昌勝卿の名ハ仙菊丸昌元
ハの二男也松岡の地をわかち給ひて　五万石　慶安三年
十二月廿六日叙爵寛文三年十二月廿八日従四位下
して大輔となる
綱昌ハ越前守と称し侍従越前守光通朝臣の
男といふなり何しも越前を相続し父子の
對面ハ有之ときに越前の家を思ひ出て一族
但馬守直良をたのミて関東へうたへて父の

経房卒して従五位上加 継 茂男なりしと記
されども八嘉禄三年五月十八日將軍家に仕
へ奉りし十二月叙爵し同年十二月二十日禄をたまはりし
経也
左少将忠頼経房を中納言殿の第三の男といひ家
の女房中納言殿継母国方にて後見の御後分明
にし入道しのちに時三位の中将の門に出入して
生そのゆひとは河内守にも任せ継母に入れて出仕
加し河内守の御亀菊出家して十五歳の君

大殿のいくさ頼朝の御母なる人出羽殿とつけまゐらせ
いまそかりし故中納言殿の御子にて大将の御孫
にてとかくやせんかくせんと二年ばかりありしとて御座
御祭礼家にきたりて十八年伺候せしものゝ大殿は
いかに高倉のけしきをとめて大将殿の御集を記せしゝ
おほひつてきゝはべりてぞ人々しりはてしより九月の
御父右兵衛大将なりし時腹に中
らものひし頼みかりし御入れていとおしくしき行人
東にてかへるべき御事にて御座へいふも女なり

月さもいふ名をもさやかにあらはしつる人也けれは
いきて守らは重ねて云々しを遣し給ふに海にて
れたる道軍の御出陣ありしかはしたかひて二十
しあまりつゝも慶長十九年十二月四日の冬の戦に越前勢
の先鋒加賀の名しをんと打すゝみて真田か城を攻
しられ雪越前勢に先されけれはいよ／＼名をあけ給ひ
けり同しき元和元年五月七日の戦にしたかひ左
刀打し首とりて戦く名たゝしめ同九年秋
若狭太郎の城を領 七万五千石よりはしめて兄忠直卿の所領なりしを同十二年五万石を今加へらる

寛永十二年信濃国松本の城をたまはる 七万石 十五年出雲
の国を領せらる 十八万六千石 隠岐国を預らる 一万八千石 同年出羽守従
四位下より従四位上を歴たまひ正四位下に叙す寛文
六年二月三日六十六歳にて卒せらる嫡子綱
隆幼名久松丸寛永四年十二月廿六日元服
し御諱字のたまひ従四位下の侍従に任し家を継
し侍従兼出羽守たり延宝三年正月朔日
卒す年四十五綱隆の子綱近延宝元年十二月
元服し御諱字のたまひ従四位下出羽守に任し家

つれし年に備後守出羽守になりぬ
上野介近宗は吉良義定の二男也幕府の
地をつかはさる 三万石 千字式部少輔と改
あるに更に侍従ハ吉良相模の二男出雲守讃岐守の
地をつかはさる 一万石 寛文十三年二月ちゝ卒して上州
きるかたは会津若州をましてもん家をつかしま
これも吉良義弥の四男とそ出の一
侍従吉良義定は中納言の男お兄の四男之出也
より左衛門督晴郎にて中にみえ気なくして讃岐守ハ

と名は斤桐の銘に刻せられたる也 斤桐ハ細字の地の名晴郎の後名
ひしあさり 晴郎年光て中納言に任ぜらる也とも
あきれかなひきんしもの孫をまもりて御ゆるされ
とのふととてのみなひとし薨去十九年七月八日に
一年にして卒しかひ照にもし讃岐の家をや八度京
義兼十一代の従兄讃岐七郎相光よりは四男
晴郎も部光々十六歳の孫なりけり 一説に部光も太大将お好白
ゆうかしちやう 其下野の国讃岐の地を領し関東八家の
一ツ也晴郎の乱によりつれなく其後大覚の候に

て秀康卿と申すなりそれより秀康卿にまさしく
直基朝臣としてその家をつがせらる寛永三年八
月十九日従四位下の大和守になさる主殿を改て松
平と名のり後侍従に任し寛永十二年十月廿
二日越前の大野の城をたまふ 五万石のこほりをさされ兄余州まてさらに一説の
賜り 十五万石一説に十六万石 正保元年正月十六日出羽国の山形の城を
賜り 慶安元年六月十四日播磨の
姫路の城をうつりて 十五万石 ありしかとも八月十五日卒
おなし年にて卒すその子名は直矩家をつきて
慶安二年六月九日越後国村上の城をうつり 十五万石
旧領もあまた加へして従四位下の大和守にうつり侍従にいたる
寛文七年ふたゝひ姫路の城にうつり
侍従直良朝臣は秀康卿中納言秀康の六男也
寛永三年八月十九日従四位下に叙し木工頭に任し正保元
年正月十六日越前の大野の城を賜ひ 五万石とかいふわかれに分てる
一万石の地をうけ ち後侍従兼但馬守に任し延宝六年六
月廿六日七十四歳にて卒し子直明若狭守寛
文九年十二月廿六日叙爵延宝三年十二月廿七日従

四位下に叙し父卒して家をつく

尾張

大納言源義直卿 初名義利 大御所第九の御子也
童名五郎太丸慶長八年十一月廿八日伏見にて誕生
のち甲斐国をたまハらせらる同十一年八月十一日元
服ありて従四位下右兵衛督に叙し中将に任し十二年
閏四月廿六日尾張の国を賜 尾張国今まて六十一万九千石 寄之所の内人を出し大
御示の内にて大納言殿の御領地ありし 六十万石の地を内以
せられしその後清洲の人々とりて是を尾張にしたかはし
清洲ハ其後尾張にうつりかハりて地加へられて都八万九
領とかしの此これ三河の国にして尾張の名をいれしかハ
この国の人々は其後尾張家のしるしを改め年久しく
家中にうつして尾張家とも地をもちゐきましとこうつる

将軍家の御中にも取立て尾張公は玉のやうなる御
御子を地を公は取立てゝ尾張の地公へ
べき所なりと仰さいはひつゝまうらし尾張はまた
のこと也しまうしき御家の家として常にもらふ
天下の御ときかゝとまの御つまに似てかへしに御年まし
殿方之の地公かくらかに後三とし二陸の国の御
これ諸大名軍の織田と徳く武士と以て御所の御
此とれ尾張家を尋ねの所と合せて六十万石の所と
とりて其の地とうし紀伊の家人たりしも今は尋ねの今
にましいかにもさへき中らく此よしと語へしまた紀伊
にて年中あし紀州へつきも一人も彼是あらんは天下の御
御なしよろしとゝし御のし此とれより尾張紀伊の御所
のこゝろ下知年
しまゐらせ十四年十二月大御所の御所にて尾張名護
屋の地にうせらるゝこといま清州の城をうつして名古屋の御
所なしるゝきあへきなり十五年閏二月六日天下

の大名名古屋の城築かるべきよしと仰せあり同十有
二日より事はじめ之を九月経営成て諸大名国へ
かへる十六年二月廿日急ぎ諸大手筋をとゝのへ
同六月朔日より伊勢紀伊の大名尾張の城を
拵築く十九年の秋大坂の御謀叛によりて十月二日大
御所自ら駿府を出て尾張の幕の尾張を出でゝ軍勢を従
し 此時は諸所に出し 大坂にむかひ大御所にあたらせて
御し東西御和睦の後名古屋にかへりて小の方
御文書の事ありし此時大御所も名古屋にいらせられ

しハ大仏の兵をうしなひて京へ二て上洛
らせ給ひぬ五月七日の合戦将軍の御方うち負け
先陣にうちかけてすでに戦ひまけ給ひぬ
尾張殿の御子しるしに中納言として従二位の
大納言のかみにて寛元三年五月廿日卒年一期六十八
となりぬ御子中納言兼光よりは従四位下右近衛少将
次第上への御かゝりて正三位中納言にて寛元十二年
九月廿日将軍家の御母ともなり給ふ十代将軍
此まゝにて三年あまり 御子六人中にも御嫡子左中将経成ぞの二ふ

四位少将兼播磨守義行女もとより従三位にたる也
其義則の娘を御息所にて一人を北条安芸守経光の
室一人を有馬中務大輔源頼元の室一人を織田
伊豆守平秀直の室也けり

紀伊

大納言源頼宣公は　東照宮第十の御子也　初ハ長福丸　御年二歳にして慶長八年十一月七日常陸国水戸の城をたまハりしか（はしめ二十万石たまはりしか　後に五万石の地を加増ありて二十五万石）同十一年八月十一日元服常陸介となりさ従四位下に叙し　十四年十二月十二日駿河遠江を給ふ駿府（五十万石を領せられしに后）大坂の陣にかはりしに白旗一流を大御所の御幕のうちより大御所に添てまいらせ　ひとつはさいはひをわれ也しに　五月七日先陣すへき事はゆるさ

ゆかりのうらみのみにて又かくものゝふと軍事なりけれは
大御所の御隊に兵りのみハ将軍様とあがめたてまつれ
又今日の儀式をみるにつけても名前をむかしにも同し
むかしのゆかりには松平右京大夫正経殿は年頃御寿も万
くさかえにはかかる事まハ歳ごろもいつとせあまり
なんてそのまゝうしみさやさせそやむも此殿の
御子内蔵頭当時西條将軍十四日にかすか
かくいはるべきまゝし御かた大御所より嫡とさためて
今の将軍ハ紀州の家より出給ふの一なるそ

こゝろなるとて御父とは水戸の頼房綱条卿
大奥とはしめらしくて此君何之の大名小名内外の
人まさとゆみて亀の子を地に落れハ牛とらんの来
有らんむ文化になかりしの御ん中よりたまひて
かへりて元和五年紀伊国を賜ハ和歌山の城を
うつりのち（紀伊の国をあてゝ十万石をたまふ）宰相中将従三位を
へて中納言に任し従二位の大納言をかへ寛文
六年五月廿二日国もゆつりてのち隠居十一年正月十日
まかりしとき七十歳御子五人長子光貞中納言

光宗公の次ニ左京大夫綱紀ハ次ハ松平左衛門督
藤原信家の小の方ハ家の次ニ松平右京亮忠仲の
室ニ立たる男子なくて早世しゆへに 所領没収せられ十万石 早世ゆへ
光宗公の御娘子を右中将綱紀ニ嫁しける

水戸

中納言頼房公ハ大御所家康公第十一の御子御幼名
鶴千代丸慶長十一年八月廿二日伏見ニ生れて
常陸国下妻の地を知らしめ十万石 同十四年十二月
廿二日同国水戸の館を領す 二十五万石不足ニ三万石の知行を加へ二十八万石 十六年
三月元服ありて徳川右馬頭殿と申す 正四下の位
の少将ニ任じ兼給を経て正三位中納言ニ叙す 寛文元
年七月廿九日薨しけるに年五十九歳也 御子光国卿ハ位
中将ニ従三位ニ叙し家を継ぎて従三位ニ任じて

廣見讃岐守新宅鈴臣の嫡子新世申しるゝして
嗣しらるゝ下の男とい新宅鈴臣の嗣しかることい
見えねとて新宅の家つくれかいぬと申さなく初めて
めひし加えて関八州新世臣臣の出羽前左京の将に
任し寛文十年正月廿二日二十三歳にして世を去りしまへ
新宅鈴臣の二男を申しなして嗣しかしり臣かれ
再任し保陛と申しまいらせす
左中将兼讃岐守新宅鈴臣い新序の七子なれと
いかなれかくゐ申しゝ由ぞ寛永十五年将宮家主

アらして新宅のさも右京大夫へ申さるゝ 松平頼 十六年左
陸の守下数の城給はく 十九年讃岐守三位の職を
うつされ 十二万石 従四位下侍従兼左中将を任し讃岐守
あまりの寛文十二年二月十九日家を申して讃岐守と
号し水戸の番成の由承りしに家つゝけるに於いて臣
の侍従兼右京大夫家をつかれて讃岐守を引 新宅
とゆゆす
侍従兼刑部左衛門補之鈴臣新宮守の二男光豊
下府の化ちうち何々つらて 二万石 嫡子を従四位下

大学頭新田又二萬石を加へ中務大輔度〻加へ政長の
養子として中務大輔政武とかまて
信濃并播磨新田分知ハ新居の内当光忠
下総の社ありしかは二萬石の嫡子大とさまた
新田を出して二萬照信濃新宮とよわれし定
めらる

保科

肥後守源正光ハ子信濃の住人の源氏井上掃部助
頼季か末葉源正忠か曽孫正直か男也又其親の住
人保科筑前守正則 初源正忠 又は保科弾正忠入道
正俊甲斐武田大膳大夫入道信玄に属せしより
かの家の被官として一生のうちおよそ三十七度
文禄二年まで戦ひてしかし八十三歳にて卒去 廿七以上
是より先の字 その子源正直はじめ甲斐守とて
中将 天正十年の春織田三位中将信忠武田滅さんとて

信濃の国を発向の時正直二仲おゐて[illegible]然て勝利のほまれ

の郡二子ふの城をさゝえけれハ伝なかしよせて攻めいれ仲文

おちさとしけるに正直なかて城を出て[illegible]さして落

ゆきぬ然るに六月織田信長父子うたれ[illegible]ハ甲州信濃

上郡の国中みなみたれ乱西方小笠原右京大夫氏吉の

筑摩郡[illegible]しくて伝馬[illegible]入てうるきの城を取入

徳川殿ところの者こ山家をともなひ甲州の[illegible]を

さし入て小笠原を残ひのけ高遠の事つかはしける

かの者の士をことごとく徳川殿よりさ正直に酒井[illegible]

尉忠次につきて此方に属しけれハ此書状にて本領を安

堵す（此附正直相添）同時小笠原右京大夫貞慶ハ徳川殿にたのミ

ませて累代の本領深志の城に入[illegible]ありしかハ小笠原

[illegible]して塩尻を隔しに正直とは不和をおこし[illegible]

切て来ける此書状にて手切をなすべき由ありて

下しけり（剣誉記に出たる本文によれは天正十二年十二月三日小笠原の息子三子をを率てうるきの城をせむ正直

守れ残て[illegible]のこと[illegible]ける書をも[illegible]うをの[illegible]しく

十二月十四日深志へ[illegible]よりれしとて[illegible]小笠原を

しめ小笠原[illegible]時のこと[illegible]候ひとて[illegible]正直も

度々[illegible]残りしと又深志へ[illegible]よりれしみ後の年に

父の深志の正信[illegible]にかゝりしのみ）同き十二年九月正直卿を率て此方の

入しより木曽の郡妻籠の城をせむ秀吉うしろよりおそひせ
よりて多勢を向られしかども味方を引て働かん
とす敵の備をうち破りて出ける所を追ちらさ[illegible]て
敵の勢を追ちらし郡[illegible]をいてそのかへり十三年の
八月真田か城をせむ味方利なくしてまかりて正直も引
入しておのか城をかたむ徳川殿関東へうつり給ひし
これ下総国多古の地行て慶長六年二千石を
して辛[illegible]下（一万石の折[illegible]）（[illegible]これ保科[illegible]正光[illegible]）
（[illegible]下総の[illegible]て一万石をたまふ）（[illegible]）
（[illegible]ほか正直[illegible]）

はじめ正直長子正光（某名は[illegible]）二面をまうけて
妻をうしなひしかば徳川殿異父同母の妹を
行てその妻となされ（久松佐渡守の女なり[illegible]の[illegible]松平[illegible]）
（忠正の妹[illegible]して内膳正家康を[illegible]）
（のち忠正死して忠正の弟[illegible]忠吉の妻となり[illegible]保科[illegible]）
（[illegible]忠吉もまた[illegible]保科[illegible]）
男子二人女子四人をまうく是これ徳川殿
の御外甥の御外孫にてそ有ける（[illegible]）長子正光は
正光家をつぎ従五位下に叙し肥後守に任じ関
原の戦のち高遠の城をたまふ（[illegible]）
軍として信越[illegible]小[illegible]の城をせむ（[illegible]）

やまいるたかとをの城を領せられける　二万五千石拝領城主　諱は幸松　慶長五年と
きこえける諱は信玄はじめのひしゆきとて之しこうをの城を京
極所司代にて所司代はじめ丹後を領せらるゝと
ころ人は正光にはあれ
ありける時へかくて　大猷の公かくしけるは初めに山城守
保科をさせ　後に大猷まて城を築しさせ給ひ正光
しれ大御所にてさせ給ひ年しへ十四さいにて御諱正光
嗣なりしかは　幸松丸と若君にてしおはしませける　台徳院殿大相
国三の御子御母は　御静の御方　後に浄光院殿と申せしは御母
幸松丸殿をとさせ給ひて　武田勝頼の御母見性院殿に
て申しけるはひしと正光に申させ給ひしに　御たのみし
正光は徳川殿の家の御子理にて御母は　御妹の御子の列なれは
御あつかりまさき　正光辛しめとは　辛未卯年月
かゝれける　幸松

加藤家の家をつきえ恥しか後に源下に後に至之
御にてやりつ寛永十三年に於て　信濃守に任し十三年七月廿
一日出羽国山形の城をたまはる　二十万石の正之御領の城は
将の御内日光の院かりとよもかいの御沢かえ人めし　会津の
御領給はしかれしやうさいもかいとて信州保科中へ
さて給ふ　将軍家にうしと申すましき事にて
給ひしに信州の信人ていつくよりも参らせ申す
へ将軍家の御沢の先に給ふてつれ参らせ給へ
御件にかゝりて語りし入らせて偏えるをはせ
かほ信にてまゝりて御その給ふとし給へはうらむかる
つくまりて候ひ家殿の給ふところしく第をはうそて
語りけるか橘の五の天にけりも今も将軍家より行四
の給ふて入るへしき話猶かりなりけれは　正光の御見人
しころにきせ給ひて家光に申すとこては江戸さいさき境のれは
御らへき見給ふとも書し保科正之にて中人の御母上

ハ常よりも彩清の事なりしかハさのミにはとりたてられも家康公
にハ布施の名のミなりしかハそれハおもふやうに成りまひらせ
承りし御事にハ心かはりもなくて御はしなく候てありまむ
人々とて色々の事を人にも将軍家の家人とおもひまいらせ
御かれ候とて御の御流を保とてやハ今の将軍家の御しき
御事とおもひ候て色々の地形しまひらせ候へハさりけれ
さためし御はしきものもかん事の事なりしかハ其のかたにさ
みいかなれともかきく人のちからなきものならんていひしか
上総のはなち遠江守の上きわしとのとき御名の人ときに
して駿府の名か御しきものゟ御名かいかゝ
御侍の将軍の人のうちにて又うそう年によりて子の人出しり
かわりまひて内侍の人しかりて上総に向くきもも
たとし其御ことに信綱の侍を一家を上総の為に出して
御所の人して今まてことに此事ともいふにて
上総にて何としいふとて御子つ何をいふて
つゝミてあらて一月をうけてたけ門の内よりかたく
人のこともしいをけすほしなく正之殿の地なくて
山形の城を下しつれ又同年の事にて御事としなし地方領

きさものいひしには御代かそ御若気ちなく年ふりて御めし
きとの御に人なけきの事とも大かたしめし思ひけるに
こきもかんかいらて有りくらしこそこれ
御所にゆれくひし人の子孫の以下と和き 正保元年正月十一日
奥の会津をたまハり 二十三万石 同き二年正月廿日従四位
下左中将慶安元年の暮まて左大臣家 大猷院殿の御遺言
ことによりて将軍家御幼稚のうち
天下の政務の事御はからひきこえしハ左大臣家
の御遺命として 同く承應二年十月十三日正四
位下右中将 寛文九年正月廿七日 同き十二年十二月
十八日六十二歳にて卒せらる 嫡子正経世をつかし

ありし二男筑前守正経家中川より是よりさんしゐ縁

正位下の御役になる蒲正大輔正貞に正室に二番源門

殿の御外甥なれば元和元年の夏大坂の陣にむかいなれ

し付申出ずも大御所将軍家の先陣をつとむ

摂州の樫の原にて備をまうけしにて若黨一

人郎人二人つれて立より男子大納言正貞とともにへて

ゆきまとてことに保科肥後守正貞は入て勤意なり

軍もまきんかしま土のにてまとての和俵の織よく

しく軍をも御下知にて得られ御ひしひしかいしく

もよりのみとものはいさゝか心らちつれて一足

十人計にて五月七日天王寺の合戦に正貞よくれます

小笠原信濃守まさにおとらぬをつくしたち向ひ

大事の手二つ負まで戦て馬にも乗家中ひきて

退はひ正貞と前に川付追へとまて文部まで

陰兆て敵をつれのぞきものとも文陰につかれ例

まてり小笠原の軍とで何ぞ敵の備に付入しに縁で

正貞をちとの老もなくつわにて京まて川へて

ゆくしていまだ出すの家人に敵て寛永七年五月十九

日本番にしたかう御[?]して承応元年十一月廿日右位の
妹君とあり西[?]塔[?]あり もし一万石二千石ありし位の御中し[?]を給ふ
て[?]先婚と万治二年の御[?]によりて[?]丸にて
[?]明か寛文元年十二月節分七千石にて[?]年
千石越前国西京[?]して延宝五年七月廿日
御[?]て大坂の城[?]になり[?]西[?]七千[?]
少輔[?]

甲府

参議源綱重は大猷院殿御子家光公第二の
御男御童名を長松丸と号す 慶安四年十一月甲府の地を領
せられて 十五万石 承応二年八月廿七日従四位下左近
衛権中将ならびに同き年十月十三日正三位の左中将に昇らる
寛文元年閏八月九日甲斐の府中の城付にて都合
廿五万石 十万石を加へらる 同年十二月廿八日参議に任し
左中将をもとのごとし 御年二十五にて延宝六
年九月十四日に世を早うせさせたまふ 御子は三位中将

御ゆるしをつきかうふる三位中将に任す承応元年
十二月十六日叙任の事ありて御諱字をたまはる
綱重と申し給ひき

館林

参議源綱吉 諱 御名大猷院殿御大相国家第四の
御男御童名徳松丸君慶安四年十月下旬の比 拾五万石給へり
ちよ丸 石 十五万 承応二年八月十二日従四位下左近
みなもと同じき十月七日正三位右中将にのほり給ひ
寛文元年閏八月九日上野の国館林の城給はりて
下はしをつかはれしのち 二十五万石を加へられ 同じき年十二月廿八日参
議に任しおはしまして中将もとのことし男女の子二人あり
ますます御男とは徳松丸と申しおはしまし

蒲海韜譜 二十部

大日本帝國圖書印

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan